

企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託 仕様書

常滑市（以下、「本市」という。）が発注する「企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託」（以下、「本業務」という。）の実施については、「常滑市契約規則」など関係法令に定めるもののほか、この仕様書によるものとする。

1 趣旨

本仕様書は、本業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 履行期間・予定数量

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

見込み寄附金額：1件当たり30万円

見込み寄附件数：3件

3 委託料

(1) 委託料の算定

- 委託料は成功報酬型とし、受託者が本市に寄附を行う法人を紹介したことにより企業版ふるさと納税の寄附が成立した場合に限り、委託料が生じるものとする。
- 委託料は寄附額に委託料率を乗じて算出する。受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約時の委託料率にすべて含むものとし、本市は委託料率により算出した委託料以外は負担しない。
- 委託料率は20%（消費税及び地方消費税を除く。）を上限とする。
- 受託者が本業務の中で関わった法人であっても、他の受託者の紹介で本市への企業版ふるさと納税による寄附が成立した場合には、いかなる理由であっても委託料は生じないものとする。寄附を行う法人からの寄附申出書に記載の受託者を紹介者とする。

(2) 委託料の発生は、寄附を行う法人による寄附金が令和9年3月31日までに領収された寄附を対象とする。

4 業務内容

以下のとおりとする。より効果的な支援内容がある場合は、本市と受託者が協議の上実施する。

(1) 寄附対象事業の選定支援

本市の寄附対象事業の選定について、助言、提案等の支援を行う。

(2) 寄附を促進するための資料作成（委託料率が10%以下の場合は不要）

本市から提供された地域に関する情報や寄附対象事業の情報をもとに、寄附を促進するための資料を作成する。

(3) 寄附対象事業のPR

寄附を募るために効果的なPRを行う。

(4) 寄附を行う見込みのある法人への提案及び紹介

- 寄附を行う見込みのある法人に対して個別訪問等により、本市への寄附を提案する。
- 寄附を行う見込みのある法人の寄附意向を把握し、本市に情報提供を行う。
- 寄附を行う見込みのある法人に寄附を提案するなかで、本市職員の帯同訪問の実施が望ましい場合等は、本市に随時情報提供を行う。

(5) 寄附を行う法人への取次ぎ及びフォローアップ

- 寄附意向のある法人の情報を本市に提供する。

- 寄附の実施が円滑に進むよう、本市及び寄附を行う法人からの各種相談等に対応する。

なお、寄附贈呈式の開催、本市のホームページ等における寄附を行った法人の紹介及び感謝状の贈呈について、その実施の有無や内容は本市が決定する。

5 一括再委託の禁止

受託者は、本業務について、一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、市と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。この場合、あらかじめ書面により本市の承認を得るものとする。

6 業務上の留意事項

- (1) 寄附金の入金前に、本市が定める寄附申出書を寄附を行う法人から本市が受領するものとする。
- (2) 寄附金は本市が受領し、寄附受領証を交付する。
寄附金の入金は、原則本市が発行する納入通知書を用いて行う。本市が認めた場合のみ口座振込で入金を行うことができるが、その場合は、本市の指定金融機関の口座へ振込むこととする。
本市指定金融機関：知多信用金庫
- (3) 寄附を行う法人からの本業務に関する問合せや苦情（以下「問合せ等」という。）については、受託者が対応する。ただし、問合せ等の内容が本業務以外の内容であるときは、受託者は問合せ等の内容その他必要な事項を本市に連絡し、本市は、自らの責任において当該問合せ等に対応する。
- (4) 本業務の実施に際し、必要に応じて随時、打合せを行うものとする。
- (5) 本業務の実施に関して、本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、遅滞なく連絡し、協議することとする。
- (6) 本業務を通して知り得た情報は、第三者へ漏えいしてはならない。

7 委託料の支払い

委託料の支払いは、寄附金受領後、受託者から適法な請求書を受理した日から30日以内に支払う。ただし、委託料が本業務に係る令和8年度一般会計予算額を超えることが判明した場合、補正予算等による措置後に委託料を支払うこととし、遅延損害金の算定対象外とする。